

平成30年度 第1回 南丹市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

日時：平成30年8月20日(月) 午後7時30分から8時30分まで

会場：南丹市役所 2号庁舎 301会議室

出席者：

市いじめ問題対策連絡協議会委員：順不同

岡島賢峰委員、畑ふみ子委員、坪井秀粹委員、中井順市委員、大狩弘委員、板山一則委員、外田誠委員、谷義治委員、西岡恭子委員、吉田進委員、野々口二三男委員、坂瀬一哉委員、原禰秀幸委員、吉田伸一委員、前田和代委員、広瀬稔委員、勝田美恵子委員、人見和夫委員、武田義史委員、中村裕予委員、兒玉周司委員、南村淳委員、藤田恒久委員、榎本尚委員

南丹市：順不同

弓削市民福祉部長、野々口子育て支援課長、平井人権政策課長、奥村人権政策課長補佐

南丹市教育委員会：順不同

中川教育次長、寺田社会教育課長、湯浅学校教育課長補佐

会議概要

1 開会

事務局：人権政策課長

2 委嘱状の交付

西村市長から 代表として畑ふみ子委員へ交付

3 あいさつ

西村市長

日頃は、市政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。委員の皆様方におかれましては「南丹市いじめ問題対策連絡協議会」を開催しましたところ、ご多忙中にも関わりませずご参集いただき、誠にありがとうございます。

さて、いじめ問題への対応は我が国の教育における最重要課題の一つとして全国的に取り組みが進められていますが、平成23年の滋賀県大津市でのいじめ事件をはじめ、未だいじめに起因した子どもの生命や心身に重大な危険が生じる事象が発生しております。

このような背景から、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行

され、この法律に基づき南丹市では平成 26 年 4 月に「いじめ防止基本方針」を策定いたしました。

いじめの対策には、学校や警察、あるいは人権関係の組織が入ったり、人権擁護関係の組織に入ったりすることが非常に大事ですが、さらに輪を広げて、地域全体でいじめ防止の観点から、心優しい、いじめに発展しない人間づくり、子どもづくり、そういうものをはじめ、いじめが懸念される場合は早い段階で、皆が監視の目を光らせ、関係者が協議をしながら、大きな問題に発展しないように取り組んでいく。各種団体や地域がこの問題に取り組んでいくということが大事なことでございます。

そういった意味で、皆様方には広範囲からお集まりをいただいておりますが、夜分にもかかわらずお忙しい方ばかりでございますのに、大変恐縮いたしますが、有難く感謝を申し上げますところでございます。

昨年度でございますが、京都府内でも、南部で重大ないじめ問題が起きたということで、いつ、どこで問題が起こるかわからない状況でございます。そうした意味では、南丹市いじめ防止基本方針に基づき、みんなで力を合わせて問題が起こらないように。起こった場合には、対応できる取り組みを、皆様方のお力をお借りしながら進めてまいりたいと思いますので、大変お世話になりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

4 自己紹介（委員・事務局等）

5 南丹市いじめ問題対策連絡協議会について（人権政策課長から説明）

・いじめ問題対策連絡協議会等条例について………**資料 1**により説明

そもそもの、いじめ問題の対策というものですが、先ほど市長の挨拶でもありましたとおり、平成 23 年に大津でのいじめによる事件が起こり、それ以前からもいじめの問題というのは国民的課題であったということでございますが、当時の教育委員会や市役所の対応も十分ではなかったということから、大きな課題があったということで、このようなことにしっかりと向き合っていないといけないという背景がございまして、平成 25 年 9 月にい

じめ対策の法律ができました。それに沿ったかたちで、10月に国の基本方針ができ、それに基づいて都道府県や市町村でも、いじめ問題に対しての基本方針を作るということになりました。

南丹市では、平成26年4月に「南丹市いじめ防止基本方針」を定め、いじめ問題に対して市長部局、教育委員会部局、学校も連携していくといったかたちで定めております。

お手元に配布しております「南丹市いじめ問題対策連絡協議会等条例」(資料①)では、いじめ問題に対しての様々な機関を設置するというのをこの条例に設けております。

条例の趣旨ーいじめの防止、早期発見及びいじめへの対処のための対策を効果的に推進するために、法律に基づいて組織を設置する。

今回、皆様方にお世話いただいておりますのは、条例第2条「南丹市いじめ問題対策連絡協議会」でございまして、法律に基づいて連絡協議会を設置させていただいております。先ほども自己紹介いただきましたように、様々な団体と関連する行政機関が横の連携を取らせていただいて、万が一何かあった場合の連絡調整を、問題が起こらないように、早期解決が図れるように、情報連携をすべきというかたちでの会議となっております。

委員の任期は2年、平成32年3月31日までですが、各団体の役員が交代されました場合は、新しい役員の方に残任期間をお世話になりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

そして第3条では、教育委員会の附属機関の「南丹市いじめ防止等対策委員会」にて、教育の専門家や弁護士、医師などが入ったかたちで、いじめの防止等の対策に直接かかわっていただく委員会となっております。

第4条は「南丹市いじめ問題に関する第三者調査委員会」でございまして。これは万が一大きないじめの事象が起こった場合は、第3条の「南丹市いじめ防止等対策委員会」でしっかり調査し対処をしていくわけですが、そこで完結しない場合、また不十分という場合は再調査を行う第三者委員会を設けております。こちらについては、弁護士や心理学の先生・教育の専門の方も入っていただくかたちで、組織を設けております。

これら3つの組織がありますが、皆様におかれましては第2条の「いじめ問題対策連絡協議会」で、連絡や情報共有ということでお世話いただきたいと思っております。

6 会長、副会長の選任について

会長、副会長は、委員の互選により決定するとなっておりますので、皆様方の中からお世話になりたいと思っております。

参考—平成26、27年度—会長 P T A連絡協議会、副会長 社会教育委員 平成28、29年度—会長 社会教育委員、副会長 P T A連絡協議会

委員の意見の結果、次のとおり。

- ・会長：市社会教育委員 岡島賢峰さん
- ・副会長：市P T A連絡協議会 吉田伸一さん

岡島会長あいさつ

いじめの根絶は難しいものがある。小学校の統合により、地域特に小学校区での遊びを地元でしなくなった。広範囲の友達ができ、地元で遊びに来てくれる以外は、違うところへ遊びに行く。子どもの姿を見なくなる。いじめについては、見えないところで起こってくる。

間もなく夏休みが終わろうとしている。本日の新聞記事では、夏休みが短くなって以降、8月の末から9月中旬に子どもの自殺が多いという内容であった。特に夏休みは、郊外へ遊びに行くことが増え、親の見えないことが多々ある。それが、学校生活が再開した際にどのような変化があるのか、それを我々大人、地域がその変化に気づいてあげる大切な時期にあると思う。大人がそれぞれの役割を持って、これからも南丹市のいじめについて皆さんと共に考え、いじめの根絶のために微力ながら活動してまいりたいと思う。

この1年間、皆さまにお世話になりますがどうぞよろしく願いいたします。

7 「南丹市いじめ防止基本方針」（平成30年5月改定）について

（人権政策課長から）…… 資料2、3、4 により説明

国の大幅な改定により、京都府でも平成30年4月に改定、それに基づき南丹市でも5月に改定をしています。

- ・資料4 概要により説明。
- ・「◇いじめ防止対策推進法における組織関係図◇」資料3により説明。

南丹市いじめ防止基本方針に基づく流れとなっており、横の連携が重要となっていますので、よろしく申し上げます。

8 その他

いじめに関して、3つの組織がありますが、教育委員会の附属機関である「南丹市いじめ防止等対策委員会」は明日（8月21日）の開催予定となっており、協議内容等が出てきましたら、皆様方にも後日ご報告させていただきたいと思っております。また、皆様方の団体も含めて、様々な団体でいじめに関する取り組みをしていただいています。

・いじめ問題等に係る各関係機関の取組について

- ・法務局「全国一斉子どもの人権110番強化週間」参考資料1

2学期が始まる時期は子どもが不安になる時期でもあるので、1学期終了までに各学校から子どもたちに配布。こちらは、いじめだけでなく、子どもたちが様々な悩みの相談をしていると伺っている。

- ・子育て研修会講演会（社会教育課長説明）参考資料2

市PTA連絡協議会にて、子育て研修会が毎年実施されている。

（H30年8月5日開催）

概要—自己肯定感について。子どもが思うことを知り、褒めることが大切である。いじめに直結する研修ではないが、子どもの育ち方や、あり方について学び、いじめ問題にも繋がっていくのではないかと思う。

- ・その他の取り組みについて

各団体からの取り組みや、質問などはございませんか？

今年度は、猛暑の影響があり、行政や地域でも開催予定であった体験活動等が中止となったケースが多数あった。子どもの体験活動は、将来子どもが成長していく中で、経験値となって生きていくものでないかと思う。

- ・その他

- ・南丹市人権教育・啓発推進計画（第2次）概要版

10年前に人権教育・啓発推進計画を策定したが、計画期間を迎えたことから、昨年度末に第2次計画を策定した。本年4月からこの計画に沿って「人権感覚の豊かな社会の構築」を目的として進めている。

人権教育・啓発推進計画（P14）－（いじめ、暴力行為、体罰等への対策）

いじめや暴力行為の未然防止に努め、早期発見・早期対応に引き続き取り組みます。いじめについては、南丹市いじめ防止基本方針に基づいた具体的な取り組みを推進するとともに、個々の事象に適切に対応できるよう支援・相談・指導体制を強化し、学校、家庭、地域社会、関係機関が連携した取り組みの充実を図ります。また、インターネットやSNSでのいじめについては、京都府が実施している学校ネットパトロールと情報共有を行います。

- ・人権強調月間について

8月是人権強調月間であり、街頭啓発を実施。（8月7日）

- ・南丹市人権講演会について [参考資料3](#)

9月1日開催。SNSやインターネットによる人権侵害が昨今の大きな課題となっており、タレントのスマイリーキクチさんの講演を開催する。

- ・次回連絡協議会の開催時期について

平成31年2月下旬から3月上中旬に開催予定

9 閉会

吉田副会長あいさつ